

令和 6 年度 新宿区地域公共交通会議 協議運賃分科会（第 2 回） 議事概要

日時 令和 6 年 12 月 19 日（木） 15:00 - 15:25

場所 新宿ファーストウエスト 3 階 B C 会議室

1 開会

出席者・欠席者の確認、委員過半数出席の確認、配布資料の確認を行った。

2 議題

以下の事項について、事務局が資料に沿って説明を行った。

- (1) 新宿駅周辺循環型バス（新宿 WE バス）の運賃の変更について
（団体特別割引通勤定期乗車券の追加及び廃止）
- (2) 地域住民への意見聴取、利用者・その他利害関係者への意見照会の結果、意見に対する区の考えについて
- (3) 地域住民への意見聴取、利用者・その他利害関係者への意見照会の結果を踏まえ、令和 6 年度協議運賃分科会（第 2 回）に諮る事項について

分科会長

只今説明があった件につきまして、ご意見・ご質問等がある方は、挙手をお願いいたします。

質疑 1

資料 3 - 2 の証明書の適用方法で購入販売条件として登録申請後の内容変更はできないとの記載がありますが、この内容について教えていただきたい。

京王電鉄バス応答

推測にはなりますが、払い戻し等を行わないといった主旨かと思われます。

質疑 1

この内容を記載しておく必要はあるのでしょうか。

京王電鉄バス応答

導入当初から記載されており、そのまま引き継いできているものとなります。

事務局応答

記載としては残させていただき、また別途補足説明をさせていただきたい。

分科会長

それでは、議決に移らせていただきます。議決の方法は、分科会等設置要領第 5 条第 9 項に基づき、全会一致が原則でございますが、議論を尽くしても全会一致に至らないときは、分科会長の提示する議決方法によるとしています。

事務局

本日、西新宿一丁目町会の青木会長が欠席されておりますが、事前にご意見を頂戴したところ、特段意見はないとの回答をいただいております。

分科会長

そのようなご意向があったとのことです。それでは、資料 3 - 1 をご覧ください。それではお伺いします。新宿 WE バスに係る運賃については、資料 1 - 1 に記載のとおりとすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。【委員全員が挙手】 全会一致で了承されたいたします。

つづいて資料 3 - 2 をご覧ください。道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条第 2 項に掲げる協議が調っていることの証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。【委員全員が挙手】 全会一致で了承されたいたします。

なお、資料 3 - 2 について、軽微な文言の修正が今後生じてくるかと思われますが、その際は会長に一任とさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。【委員全員が了承】 それではそのようにさせていただきます。

3 閉会

事務局

それでは、協議運賃分科会を閉会させていただきます。ありがとうございました。